

ご投資者の皆さまへ

2020年9月15日
ピクテ投信投資顧問株式会社**「ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型) 愛称:インカム・コレクション」の
第164期(2020年9月)分配金に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型) 愛称:インカム・コレクション」(以下、「当ファンド」といいます)は、9月15日に第164期(計算期間:2020年8月18日～2020年9月15日)決算を迎え、分配金(1万口あたり、税引前)をこれまでの20円から10円に変更させていただきました。なお、同日の基準価額は2,732円でした。

今回の分配金に関しては、現在の利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案し決定いたしました。次ページ以降では、分配金を引き下げた背景や足元の投資環境などについてご説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

第164期決算における基準価額と分配金(1万口あたり、税引前)

決算期	基準価額	分配金	設定来分配金累計
第164期 (2020年9月15日)	2,732円	10円	6,460円

※基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。

※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの運用実績

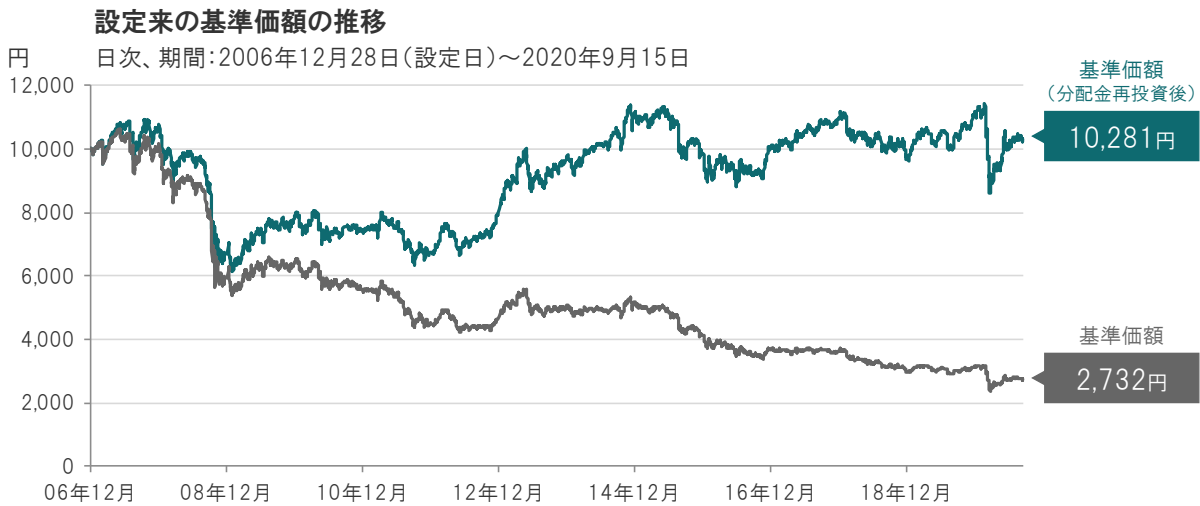
Q1 ファンドの運用実績を教えてください。

2006年12月28日の運用開始来のパフォーマンス(基準価額(分配金再投資後))は、+2.8%となっています。(2020年9月15日現在)

当ファンドは、主に先進国と新興国の高配当利回りの資産株とソブリン債券に投資することにより、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行っています。

2020年9月15日現在、当ファンドのパフォーマンスを表す基準価額(分配金再投資後)は、10,281円となっており、設定来の収益率は+2.8%(年率+0.2%)となっています。

一方、基準価額は、分配金を継続的にお支払いしてきたことから2,732円となっています。



※基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。
 ※基準価額(分配金再投資後)は購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ご参考 運用の特徴

- 世界の高配当資産株50%、世界のソブリン債券50%を基本資産配分としています。
- 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します。

世界の高配当資産株に投資

先進国の高配当資産株

新興国の高配当資産株

世界のソブリン債券に投資

先進国のソブリン債券

新興国のソブリン債券

50% 50%

※上記の基本資産配分は、2020年9月15日現在のものです。投資にあたっては、投資信託証券への投資を通じて行います。投資信託証券への投資配分については、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。

分配金を引き下げた理由

Q2 分配金を引き下げた理由を教えてください。

世界的に債券利回りが低下する中、分配金を引き下げることにより、信託財産の成長と安定した収益分配の支払いを行うバランスのとれた運用を目指すためです。

当ファンドの投資対象の一つである高配当利回りの資産株については、足元の株価の下落などの影響を受ける中でも、依然として配当利回りは高い水準にあります。一方、大規模な金融緩和の影響から世界的に債券利回りが低下する中、投資対象のソブリン債券から得られる利息収益は低下しています。

この結果、お支払いしている分配金に対して、利子・配当等収益は少なくなっており、また、分配金のお支払いとともに基準価額の水準も低下しています。本決算では、こうした状況を総合的に勘案して、分配金を引き下げることを決定いたしました。

分配金を引き下げたことで利子・配当等収益と分配金のバランスが改善するとともに、引き下げた分だけ運用に振り向ける金額は大きくなるため、中長期的な信託財産の成長にも寄与すると考えています。

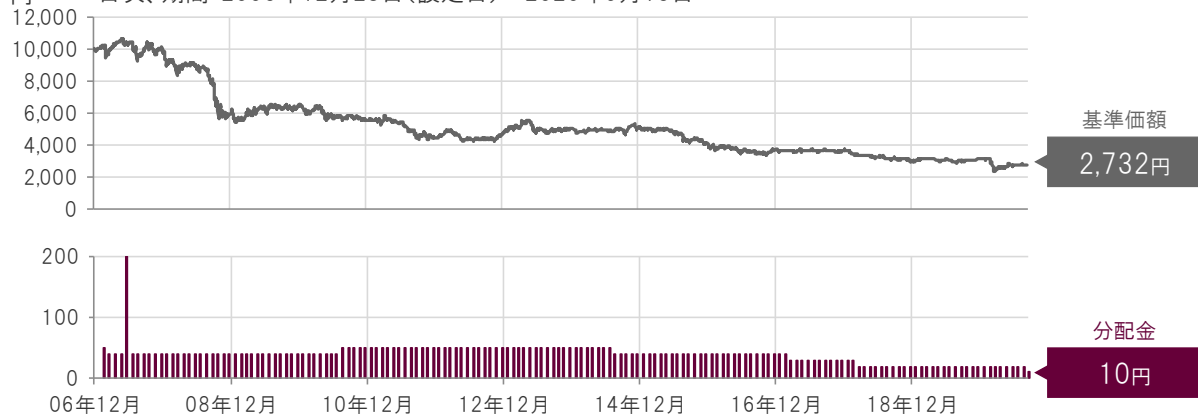
ファンドの組入銘柄の利回り

2020年8月末現在

ファンド全体	(株式部分)	(債券部分)
3.7%	4.6%	2.8%

設定来の基準価額と分配金の推移

円 日次、期間：2006年12月28日(設定日)～2020年9月15日



※ファンドの利回りは、各投資対象ファンドの利回り(株式は配当利回り(2020年7月末現在)、債券は最終利回り(2020年8月末現在))を基本資産配分内訳(2020年8月末現在)で加重平均して算出しています。そのため当ファンドの実績とは異なる場合があります。

※株式部分の利回り:投資対象ファンドであるピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-先進国インカム株式ファンド、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンドの組入銘柄の予想配当利回りを加重平均した値です。(2020年7月末現在)

※債券部分の利回り:投資対象ファンドであるピクテ先進国ソブリン・マザーファンド、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ソブリン・ファンドの組入債券の最終利回りの加重平均です。(2020年8月末現在)

※基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。

※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※基準価額(分配金再投資後)は購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

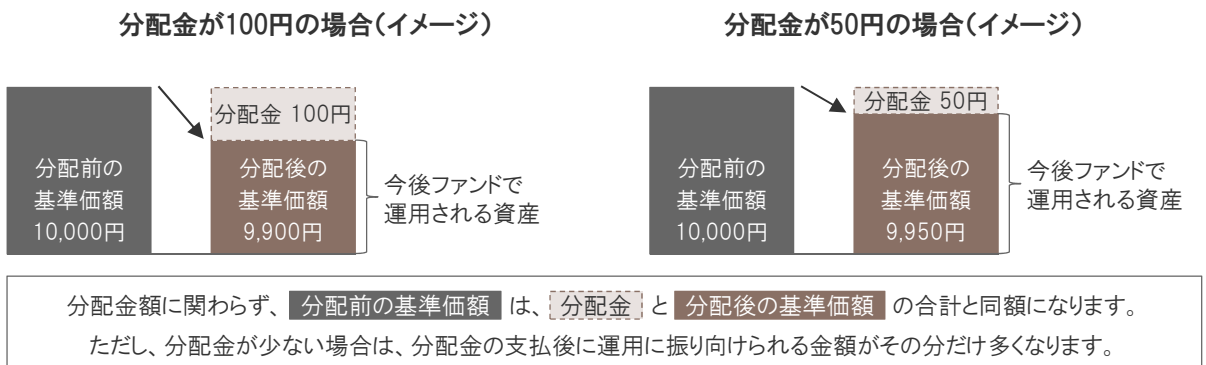
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

分配金の仕組み

Q3 引き下げ前の分配金との差額相当分は、どうなるのか教えてください。

引き下げ前の分配金との差額相当分は、資産としてファンドに留まるため、引き続き株式や債券への投資を通じた運用に振り向けられます。

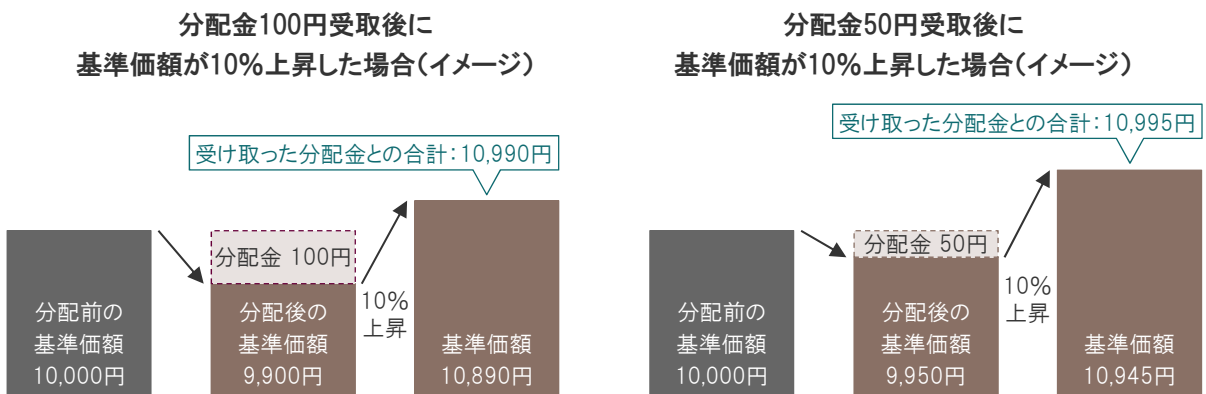
分配金は、お客さまからお預かりして運用している資産の一部を取り崩すことにより支払われます。そのため、今回の引き下げによって分配金としてお支払いする金額が少なくなる一方、引き下げ前の分配金との差額相当分はファンドに留まるため、運用に振り向けられる金額は多くなります。



Q4 分配金の引き下げによる投資成果への影響を教えてください。

市場環境の改善により基準価額が上昇した場合、運用によって得られる分配金を含めた投資家の収益の改善が期待できます。

分配金の引き下げによりファンドに留まる金額が多くなるということは、今後、株式や債券への投資を通じた運用に振り向けられる資金が多くなることを意味します。そのため、株価や債券価格の値上がりなどにより基準価額が上昇する局面では、分配金が少なく基準価額が高い方が、受け取った分配金を含めた収益は高くなります。



運用成績と分配金の関係、分配方針、分配対象額の状況

Q5 ファンドの運用成績と分配金の関係を教えてください。

分配金の水準でファンドの運用成績を測ることはできません。分配金の有無や水準は、ファンドの運用成績だけではなく、収益分配方針に則って決定されます。

ファンドで得られた収益を分配金として支払うかファンドに維持して運用に振り向けるかは、各ファンドの収益分配方針によって異なります。そのため、ファンドの運用成績の良し悪しを分配金の支払状況だけで評価することはできません。また、分配金を支払った場合は、その分だけ運用にあてられる資産が減少することになります。こうしたことから、ファンドの運用成績を判断するには、基準価額の変動とあわせて、支払われた分配金を加えた総合的な収益(トータル・リターン)をみるのが大切になります。

Q6 分配金はいつ、だれが決定するか教えてください。

分配金は、決算日当日に委託会社であるピクテ投信投資顧問が収益分配方針に基づき決定します。

分配金額は、決算日(毎月15日(休業日の場合は翌営業日))当日にファンドの組入資産等の評価額が確定した後、委託会社であるピクテ投信投資顧問が以下の収益分配方針に基づき決定します。

当ファンドの収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

Q7 分配対象額(分配原資)を教えてください。

当決算における分配対象額は、207円(1万口あたり)です。

分配対象額は、交付運用報告書(毎年6月と12月の決算日を基準日として年2回作成)で定期的に開示しています。

今後の分配金の見直し

Q8 今回と同じ分配金が、今後継続して支払われるか教えてください。

利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等によっては変更の可能性もあります。

当ファンドは、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行っています。分配金は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して決定しているため、見直しが必要であると判断される場合には、今後も変更する場合があります。

Q9 ピクテの他のファンドも同様に分配金額を変更するか教えてください。

運用方針や投資対象等はファンドにより異なるため、一律に分配金額を変更することはありません。

ピクテ投信投資顧問が運用するファンドは、それぞれ運用方針や投資対象等が異なります。また、収益分配方針もファンドごとに異なっているため、一律に分配金額を変更することはありません。ファンドの分配金額については、運用方針や市場環境、基準価額や分配金の水準等を総合的に勘案し、それぞれのファンドの収益分配方針に則ってピクテ投信投資顧問が決定してまいります。

市場環境と今後の見通し

Q10 ファンドを取り巻く市場環境や今後の見通しを教えてください。

不安定な相場環境が続くものの、相対的に利回り面での優位性が高い投資対象資産への注目が高まる可能性があると考えます。

投資対象は利回り面が魅力の世界の株式・債券

当ファンドは、先進国と新興国の株式と債券にバランス良く投資できるファンドであり、2020年8月末現在では、株式に49.1%、債券に50.2%投資しています。また、資産全体の59.5%を安定感のある先進国に、39.8%を今後の成長が期待できる新興国に投資しています。

ディフェンシブ性の高い先進国の資産株

当ファンドでは、公益やヘルスケアなどのディフェンシブ性(業績に対する景気変動の影響の受けにくさ)が高い先進国の資産株の中でも、高配当の銘柄に注目して株式への投資を行っています。年初来の株式市場は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け大きく下落したあと、情報技術セクターなどを中心に戻り基調をたどってきました。一方、新型コロナウイルスの感染拡大第2波への懸念や米中貿易摩擦の激化、米国大統領選挙の行方など、依然として市場の不透明感が高い状況にあります。こうした局面では財務体質が健全で、配当や利益の安定成長が期待できる先進国の高配当資産株が注目される可能性があると考えます。

中長期的に成長が期待される新興国

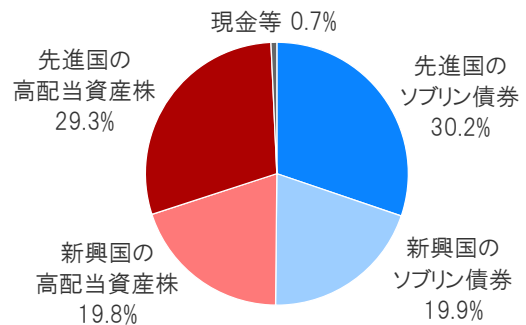
当ファンドが資産全体の約40%を投資する新興国の株式や債券および為替は、短期的にはリスク回避の動きが強まる局面などで値動きが大きくなる可能性もあります。ただ、中長期的には、新興国は人口が増加し、相対的に高い経済成長を遂げることが予想されており、それが新興国の株式や債券、為替にもプラスの影響を与えることで、当ファンドのパフォーマンスにも寄与すると考えます。

新興国ソブリン債券の相対的に高い利回り水準

新型コロナウイルスの世界的大流行(パンデミック)とそれに伴う経済の停滞への対応として、米国をはじめ世界各国・地域の中央銀行が大規模な金融緩和を実施しています。こうした動きを受けて、世界各国の国債利回りは大きく低下しており、当ファンドが投資対象とする先進国ソブリン債券の利回りも大きく低下しています。一方、新興国ソブリン債券は相対的に高い利回り水準が維持されており、足元の低金利環境で、注目を集める可能性があると考えます。

当ファンドの資産別構成比

2020年8月末現在



※上記はファンドの資産別構成比を、主要投資対象である投資信託証券の主な投資対象資産に基づき分類したものです。現金等には、コール・ローン等が含まれます。

※四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

※上記は2020年8月末現在のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※最新の情報は、直近の月報等をご覧ください。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
公社債投資リスク (金利変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。 ●金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。 ●信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。 ●為替ヘッジが必要と判断した場合には為替ヘッジを行うことがありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、現地通貨による直接ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等の他の通貨を用いた代替ヘッジを行う場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 主に世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ・毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-先進国インカム株式ファンド クラスP 分配型受益証券(当資料において「先進国インカム株式ファンド」という場合があります)
- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド クラスP 分配型受益証券(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)
- ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券(当資料において「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります)
- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ソブリン・ファンド クラスP 分配型受益証券(当資料において「新興国ソブリン・ファンド」という場合があります)

※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

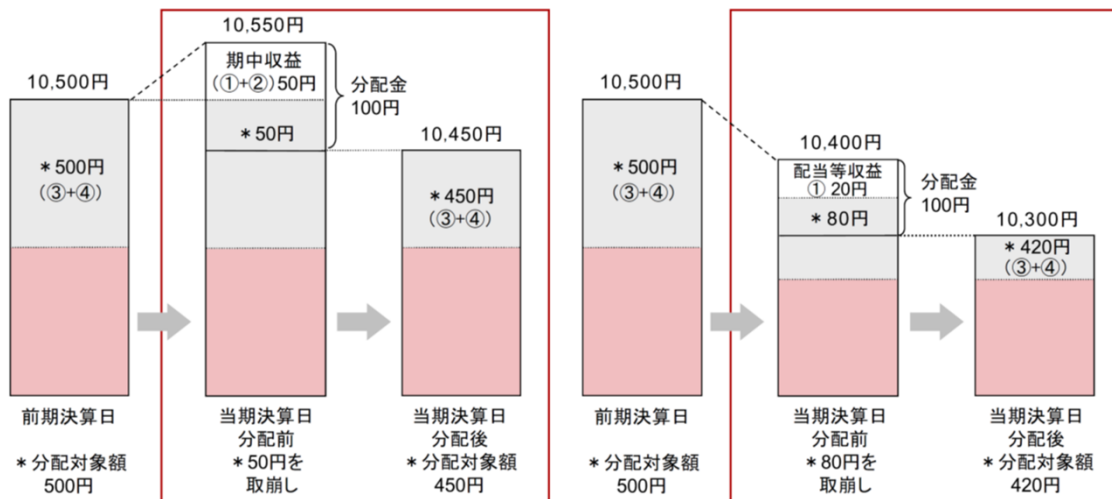


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

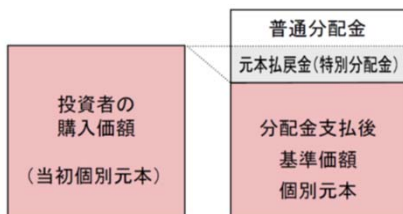
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

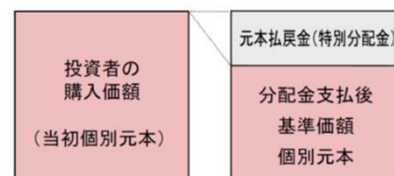
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。



手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2006年12月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.265%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.45%	年率0.65%	年率0.05%
なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンド(ビクテ先進国ソブリン・マザーファンド)の運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。			
投資対象とする 投資信託証券	先進国インカム株式ファンド	純資産総額の年率0.6%	先進国ソブリン・マザーファンド 新興国ソブリン・ファンド
	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%	ありません 純資産総額の年率0.65%
実質的な負担	ファンドの実際の投資信託証券の組入状況に応じて年率1.765±0.2%(税込)程度となります。		
その他の費用・ 手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。


※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投資投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行〉		
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(為替ヘッジに関する助言・情報提供を行う者)		
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)		

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
ひろぎん証券株式会社 (注1)	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社足利銀行 (注2)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社十六銀行 (注3)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行 (注4)	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
みずほ信託銀行株式会社 (注5)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社武蔵野銀行 (注6)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社山形銀行 (注7)	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	

(注1) ひろぎん証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注2) インターネット専用

(注3) 株式会社十六銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注4) 株式会社百十四銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注5) みずほ信託銀行株式会社では、新規販売は行っており、換金のみ受付けております。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

(注6) 株式会社武蔵野銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注7) 株式会社山形銀行では、新規販売は行っており、解約のみ受付けております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付日論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。